

## 川崎市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

### (目的)

第1条 川崎市高齢者見守りネットワーク事業(以下「本事業」という。)は、事業活動を通じて高齢者と接することの多い民間事業者等と連携することなどにより、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)協力事業者 見守り対象者の発見及び情報の連絡を担う民間事業者等で協定を締結した者
- (2)実施機関 民間事業者等から情報を受け、支援や対応を行う機関(福祉事務所や地域包括支援センター等)
- (3)協力団体等 本市内で地域活動を行う団体等  
(事業主体等)

第3条 本事業の事業主体は、健康福祉局とする。ただし、事業の運営については、各区に事務局を置き、実施機関及び協力団体等は各福祉事務所長が定める。

### (事業内容)

第4条 本事業は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1)協力事業者、実施機関及び協力団体等は、見守りネットワークの構築に取り組み、発見及び情報の連絡から支援に至るまでの相互連携を図る。
- (2)協力事業者は、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を発見した場合、各福祉事務所長の指定する実施機関に情報の連絡を行う。
- (3)実施機関は、情報の連絡を受けた場合に、高齢者に対して、必要な支援や対応を行う。
- (4)健康福祉局及び各区は、協力事業者、協力団体等の拡充に努める。
- (5)健康福祉局及び各区は、協力事業者及び協力団体等に対し、情報提供、助言、研修活動等に関する必要な支援を行い、定期的に情報交換や協議を行う。
- (6)その他各区の要綱等で定める連携事項を行う。

### (協力事業者の参画)

第5条 協力事業者は、川崎市又は区役所と協定書を締結することで本事業に参画する。

2 次の各号に掲げる事業者及び業種等は、協力事業者として参画できないものとする。

- (1)各種法令に違反している事業者
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)に規定する暴力団

その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りうる相当の理由のある事業者

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条第1項の規定により風俗営業と指定されている業種及びそれに類似する業種
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (5) その他市長または区長が協力事業者として参画することが不適當と判断した事業者及び業種

(個人情報の取り扱い)

第6条 個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号。以下「保護条例」という。)の規定によるものとし、高齢者のプライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

- 2 協力事業者及び協力団体等は、事業の実施により知り得た個人情報を、この事業の目的以外に利用、漏洩してはならない。また、この事業の構成員でなくなった後も同様とする。
- 3 実施機関が支援を行う場合の外部提供情報は、保護条例第11条を適用するものとし、その情報は、高齢者の発見及び支援に必要な最小限度のものとする。
- 4 提供先における情報の取り扱いは、保護条例第4条及び第5条を適用するものとし、事務局は、協力事業者及び協力団体等に対し、個人情報の重要性について周知を図るものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業運営について必要な事項は、各福祉事務所長において要綱等で定めることができるものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、健康福祉局长において定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。